

学校いじめ防止基本方針

豊中市立庄内西小学校
令和5年（2023年）4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重の精神を基盤にして一人ひとりを生かし、豊かな人間性を育む」を教育目標の一つに掲げ、「豊かな心を持った子ども（思いやりを持って自他を尊重し高めあっていく）」を求める子ども像とし、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) コア会議（ミニ）（含、いじめ・暴力、不登校、虐待等対策。）

① 構成員：（管理職、児童生徒支援コーディネーター、養護教諭、SSW 他）

② 役割：（素早く！）仕分け

*月ごとに児童生徒支援コーディネーター（以下、児生 CO）が担任からヒアリングを行い、学校全体のいじめ・暴力、不登校、虐待等の状況をまとめる。

*それを基に、コア会議（ミニ）で状況を効率的に確認し、指導方針・指導の方向性等を企画・立案する。

(2) サポート会議（ミニ）（いじめ・不登校、虐待等対策会議を兼ねる。）

① 構成員：（管理職、児生 CO、養護教諭、SSW、教職員全員）

② 役割：（広く！）共有

*コア会議（ミニ）で企画・立案した指導方針・指導の方向性等を、教職員全員が効率よく共有する。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定、並びに見直し

イ いじめの未然防止、対応

ウ 年間計画の企画と実施、進捗状況のチェック

エ 各取組の有効性の確認（各学級）

オ サポート全体会（いじめ等に係るオリエンテーション・校内研究等）の開催

(3) ケース会議（ミニ）（含、いじめ・不登校、虐待等対策。）

① 構成員：（管理職、児生 CO、養護教諭、SSW、関係教職員、関係機関、他）

② 役割：（深く！）見立て（アセスメント）

*より重篤な事案について、見立てを深め、対策を講じる。

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

① 児生 CO が月々の資料を作成し、コア会議・サポート会議等で進捗状況を把握する。

② 学期末反省等で、対応したケースや指導の方向性についてフットワーク軽く検証を行う。

第2章 いじめ防止

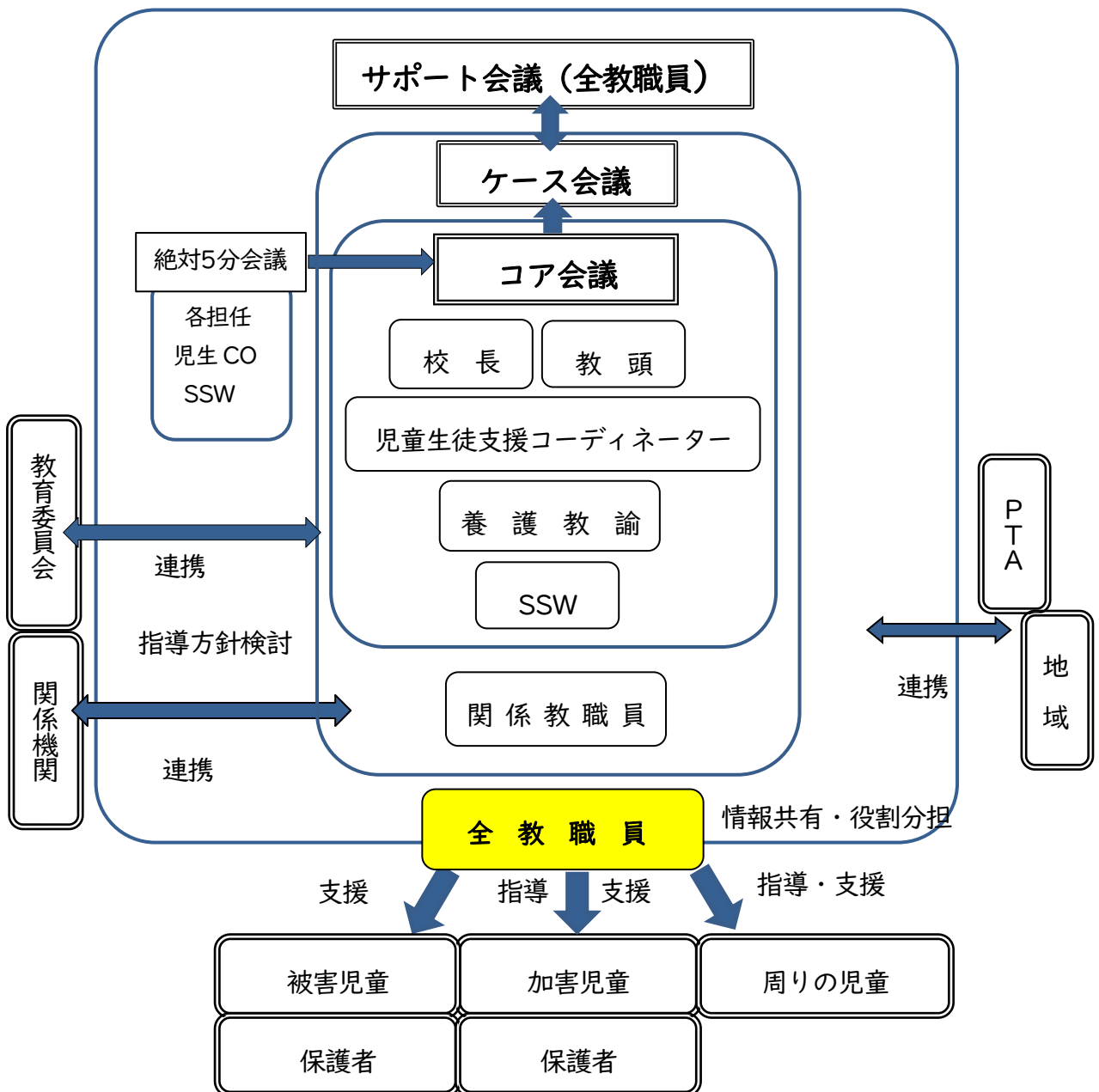
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底された、人権尊重の精神がみなぎる環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し道徳等で学習する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を、特別活動等で高めていくことが必要である。

- ・いじめの未然防止のために、全教職員が取り組む体制を整える。(下記参照)
- ・いじめの未然防止のために、子供たちが安心安全に学校生活を送ることができるよう平素から「いじめの構造」等についての共通理解を図り、常に児童の実態把握に努め、指導に当たっては日ごろからいじめを許さない気風を培う中で、未然防止、早期発見・対応等の一貫した指導を行う。
- ・いじめの未然防止のために、学校は人間関係(絆)を構築したり、破たんしたり、修復したりすることができる居場所であると位置づけ、学校生活の中で破綻しかけた人間関係(絆)を紐解き、その修復を支援し再出発に向かわせることで、居場所を確保する。

≪ 未然防止・ぶれない対応のための学校体制 ≫



2 いじめの防止のための措置

- (1) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、分かりやすい授業づくりを進めるために、全員が楽しく『わかる、できる』授業をめざし、全員で研究授業、研究全体会、公開授業、交流授業等に取り組み、研鑽を図る。(エバー-カレッジの考え方を授業に導入)
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の一環として「いじめの構造」を理解する授業を行う。児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、中間層の児童に、自分の「いじめの構造」の位置を気付かせ、集団の平均的な行動基準の低下を防ぐための授業を行うよう努力する。
- (4) 学校で起こる子どもたちの人間関係に関する様々なもめごとや躓きこそが、子どもたちの現在の限界点と捉え、自己改革の分岐点となるよう指導していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、教職員が積極的に児童の情報交換を行う。日常的には、朝の打合せや職員会議等でこまめに各学級の状況を報告しあい、全教職員が気になる児童について共通理解し、連携して観察していく。
- ・月々の児童の状況について、児生加配が作成した資料を基に、課題の点検をコア会議で継続的に行い、教職員にサポート会議等で示し情報を共有することで、継続した観察と寄り添いを行う。
- ・定期的な教育相談として、SSWや教育相談員を要請する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) ①実態把握の方法として、学期ごとにアンケートを行う。
 - ②その結果は担任がまとめ、児生 CO が集約する。
 - ③気になる児童について児生 CO と担任が協力してヒアリングを行い状況を把握する。
 - ④児生 CO は管理職へ報告する。
- (2) 「社会性測定用尺度アンケート」について研究し、その導入を検討する。
- (3) 保護者と連携して児童を見守るため、事案によってはケース会議（含、ミニ）等に保護者も当事者の一員として可能な範囲で参加できるよう、コーディネートする。
- (4) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめ等の対応窓口を複数設置する。
- (5) 学校だより、PTA総会等により、相談体制を広く周知する。
- (6) サポート会議で学期ごとに事案の進捗状況や、その内容が適切に機能しているか等、定期的に全教職員で効率的に確認する。
- (7) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、職員会議等で全員に守秘義務厳守を徹底する。
- (8) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動、指導の在り方等に注意を払う。
- (8) 児童の願いや悩みについての傾聴は、カウンセリングマインドを基本としその理解に努めるとともに、互いに違いを認め合う集団を育成する視点で、その解決に努める。
- (9) グレーゾーンにあるうちのいじめをあえて数多く浮かび上がらせ、それを解消・緩和し、そのノウハウを学校として蓄積していく。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等も参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のためコア会議やサポート会議で情報を共有する。その後は、コア会議やサポート委員会が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、サポート委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SSW、教育相談員の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。なおいじめた児童が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてSSW、教育相談員の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観

者」等の中間層の児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」等の中間層の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し児童のエンパワメントを図る。その際、SSW、等とも連携する。

運動会や宿泊行事、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童が、意見が異なる者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう、連続性を持たせて、適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、サポート委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

〈問題行動へのチャート〉

留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、次ページのチャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

